

被告は、債務不履行または不法行為を反省し、
原告の論文を機関誌「天気」に掲載せよ
また、原告の口頭発表を認めよ

訴状(要旨)

損害賠償請求事件(2009年5月27日提訴)

訴訟の原因

第1、はじめに一本件訴訟の概要と本質

我が国を代表する科学者のひとりであり、量子電磁力学で有名な朝永振一郎が、晩年、もっとも力を注いだテーマが「科学者の社会的責任」と「熱力学理論」だった(『物理学とは何だろうか 下』)。この「科学者の社会的責任」と熱学理論(エントロピー論)をライフワークとして今日まで一貫して研究、探求してきたのが本裁判の原告榎田敦である。

今日、地球の温暖化に関して「いわゆる石油等の化石燃料の燃焼で発生するCO₂が温暖化の原因である」という見解(通説)が世界の社会経済に深刻な影響を及ぼしている。原告は、その研究過程で、この通説の真実性に強い疑問を抱き、これまでの科学的な見地から上記通説に様々な批判を加えてきた(『熱学外論—生命・環境を含む開放系の熱理論』(1992年)、『CO₂温暖化説は間違っている』(2006年)など)。そのひとつが、気温と大気中CO₂濃度との関係について、通説と正反対の見解(温暖化が大気中のCO₂濃度上昇の原因である。以下、ここでは気温原因説という)である。

そして、訴外近藤邦明と原告は、2008年、気温原因説のメカニズムをさらに解明する発見をしたのである。すなわち、2006年に訴外近藤邦明により発表された、大気中CO₂濃度の変化率と気温変化率を35年間にわたって比較した図(本論文の第4図)は、気温が原因でCO₂濃度は結果であることを示すデータであるが、この図において何ゆえ、気温の変化率がCO₂濃度の変化率よりも約1年先行するのか、当時その理由は未解明で説明できなかった。この問題について、原告と訴外近藤邦明は本論文において、その理由を解明したのである。それが気温そのものとCO₂濃度の変化率(CO₂濃度の年間平均増加量)とを35年間にわたって比較した図(本論文第5図)であり、この図から両者の変化が極めてよく一致していることが判明した。ここから、気温が原因で大気中CO₂濃度の変化率(年間増加量)が決まると結論づけることができる。

ところが、前記発見を記載した本論文を、訴外近藤邦明と原告が、原告の所属する被告の社団法人日本気象学会(以下被告学会という)の機関誌「天気」に掲載したところ、査読者(レフェリー)のコメントに沿って、2回の改定を施し、問題点をクリアしたにもかかわらず、原告が思いもよらなかった理由「数年規模のデータから引き出せる因果関係を、長期的な規模のデータの因果関係と同じであるとするが、それには説得力ある論拠が示されていない」により掲載拒否され、なおかつ本論文を要約した口頭発表もまた拒否されるに至った。

しかし、後に詳述する通り、そもそも本論文は数年規模のデータから引き出せる因果関係をもって、長期的な規模の因果関係を論ずることなど全く行なっていない。それは誤読しようのないほど明快である。その意味で、この掲載拒否理由は「いいがかり」「こじつけ」としかいいようがない。それゆえ、これは何らかの恣意的な理由により原告の研究発表の自由を奪う違法な行為であり、断じて容認できない。

本来であれば、かつて原告が、核融合に関する当時の通説を批判した「核融合発電の限界」に関する論文掲載をめぐって、物理学会の学会誌の編集委員会(具体的には編集委員長であった有馬朗人氏)との話し合いの上で解決したように、まずは話し合いにより自主的に解決すべきものである。しかし、今般、原告の度重なる申し入れに対しても、被告学会の「天気」編集委員会は聞く耳をまったく持たなかった。そこでやむなく、研究発表の自由を不当に奪われた原告は提訴して、本論文の掲載拒否の是非を問うことにしたものである。

もとより本裁判は裁判所に科学論争の決着を求めるものではない。現代社会に深刻な影響を及ぼす科学上の見解について、不当に研究発表の自由を奪うというやり方、その結果、当該見解の真偽を論議する機会も排除するというやり方の是非を問うものである。

第2、当事者

- 1、原告は、被告学会の通常会員であり、これは社団法人である被告の社員である。
- 2、被告気象学会は1882年に創立し、1941年に組織を変更し社団法人日本気象学会となり、現在会員数は4,300人を超える。

被告気象学会は、「気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内および国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的」としている。

第3、債務不履行または不法行為の成立

1、被侵害利益：原告の権利もしくは法的利益

(1)、被告学会の定款により、被告学会の会員になると会員は次の特典を有する。

第8条(会員の特典) 1.機関誌の無料配布。2.学術的会合に参加。3.機関誌に寄稿。

細則第11条(学術的会合) 1.大会 会員の研究発表、諸種の講演会。2.例会。3.その他。

(2)従って、原告は被告学会の会員として次の権利もしくは法的利益を有する

①定款第8条3号に基づき、被告学会に対して、被告学会の機関誌に論文掲載を求める権利もしくは法的利益を有する。

②定款第8条2号に基づき、被告学会に対して、被告学会が催す大会に研究発表を求める権利もしくは法的利益を有する。

2、被告学会の侵害行為 その1「原告の論文掲載の不当拒否行為」

(1)、2008年4月28日、原告は、訴外近藤邦明との共著論文(以下本論文という)を被告機関誌「天気」に掲載を求めて投稿した。これに対し、「天気」編集委員会は、原告に2回の改定を求めた末に、2009年2月12日、掲載拒否を決定した。しかし、以下に述べる通り、この決定拒否には正当性が全く見いだせない。

(2)、「天気」編集委員会が本論文を掲載拒否した理由は次の通りである。

《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する〈位相が進んでいる〉ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされておりますが、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点においての説得力ある論拠が示されていません》。(2009年2月12日付「天気」編集委員会文書)

(3)、すなわち、「数年規模の短期における因果関係が長期においてもそのまま妥当すると論文は主張しているが、そのための十分な論拠が示されていない」というものである。しかし、そもそも本論文はそのような主張をどこにもしていない。なぜなら、本論文では、

ア、数年規模ではなく、1969年から2003年までの35年間という長期の変動を分析しており(第5図)、

イ、さらに、この35年間の変動について「長期的傾向を除く」という操作をしておらず、ウ、従って35年間という長期の変動との分析から、長期における「気温と大気中CO₂の因果関係」を導き出すという極めて単純明快なロジックだからである。

(4)、さらに、本論文は当初から、査読者により、次の通り、科学論文としての、それも高いレベルの科学論文としての評価を受けていた。

①《これまで考えられなかった新しい知見への道を開く可能性もある》(査読者Aの1回目のコメント)

②《定説を覆そうという非常に野心的な試みであり、その意欲は評価できる》(査読者Bの1回目のコメント)

③《本論文は……科学論文であると認識する》(査読者Aの1回目のコメント)

(5)、その上、本論文の初稿に見いだされた問題点も、査読者のコメントを参考にしながら、改定作業を経て基本的にクリアしたことは、以下の査読者の指摘からも明らかである。

ア、《本稿は第1稿に対してのコメントに沿って、考察部分を大幅に増やしていることは評価できる。これによって著者らが本論文の結論に導いた理由が幾分明らかになり、議論がしやすくなった。》(査読者Aの2回目処のコメント)

イ、《今回の原稿は、前回の査読者コメントを受けて多くの点で改善したと認められる。》(査読者Bの2回目のコメント)

(6)、そこで、査読者に認められた本論文の前半(Ⅰ)の発表を急ぐことにし、本論文の再改定稿作成にあたって、原告らは、事実に関する前半(Ⅰ)と考察に関する後半(Ⅱ)とに分割し、前半(Ⅰ)のみを今回提出したのであり、これが科学論文として完成されたも

のであることは、原告の意図を理解した査読者の次の指摘からも明かである。

《前回の原稿にあった考察部分を切り離されたことにより、今回の原稿はシンプルに観測事実とその解釈を論じるものになった。その結果、著者らの主張は、おおむね明確に記述されていると判断できる。》(査読者Bの3回目のコメント)

(7)、もちろん本論文に寄せられた査読者のコメントには、前記イにあげられた拒否理由以外のものも存在したが、しかし、それらはいずれも、掲載の判断権者である「天気」編集委員会の拒否理由として取り上げられなかった。のみならず、それらは、本来、《定説を覆そうという非常に野心的な試みであ》る本論文に対する科学論争として論文掲載後に論争すべきものであって、掲載拒否の理由にならない。

(8)、本件は根本的には科学とはいかにあるべきかという問題に帰着する。すなわち、科学とは反論を許す開かれたものなのかどうか、ということである。科学の本来の姿とは、約80年前の1930年、量子力学の根幹(不確定性原理の成立)をめぐるアインシュタインの反論とボーアの再反論が交わされた有名なソルヴェイ会議を持ち出すまでもなく、30年前、原告自身が遭遇した、核融合に関する当時の通説を批判した原告の「核融合発電の限界」に関する論文を物理学会誌掲載するか否かをめぐって紛糾したとき、当時の編集委員長有馬朗人氏が原告の言い分に耳を傾け、掲載を決めた出来事、これだけで十分である。これこそ反論に謙虚に耳を傾ける科学本来の姿だからである。科学者の集団を掲げる以上、被告も科学的精神の原点に立ち返って、有馬朗人氏のやり方を範例とすべきである。

(9)、小括

以上縷々述べた理由から、被告学会の本論文掲載拒否には正当性がないことが明らかである。

3、被告学会の侵害行為 その2

「学会での原告の一般講演の不当拒否行為」

(1)、本年2月5日、原告は、被告学会主催の2009年春季大会において、本論文を内容とする一般講演(以下本一般講演という)を被告学会に申し込んだところ、3月16日、被告学会の講演企画委員会は、《ご発表は学術講演ではな》いという理由で、本一般講演拒否の決定をした。

そこで、原告は、3月19日、改めて、本一般講演のエッセンスを説明し、これが《学術的講演》そのものであることを説明し、なおかつ、温暖化に関する通説は現代社会に大きな影響を及ぼしており、その当否を検討することは科学者の社会的責任であり、被告学会の役目であると指摘し、前記決定の取り消しを求めた。これに対し、3月31日、被告学会の講演企画委員会は原告に対し、従前と同様、《講演内容は学術的講演ではないと判断》と記しただけの回答を繰り返すばかりだった。

しかし、以下に述べる通り、被告学会の講演企画委員会の本一般講演拒否の決定には正当性が全くない。

(2)、本一般講演の内容は本論文そのものであり、従って、前記2(4)で述べた通り、本論文の査読者から科学的論文としての、それも高いレベルの科学的論文としての評価を受けているものであり、本一般講演が《学術的講演》であることは火を見るよりも明らかである。

(3)、本一般講演の予稿原稿で「科学者の社会的責任」に言及している部分については、ア、もともと科学者の社会的責任とは、科学者の研究の意味を最後まで真面目に考え抜いたときに自ずと直面するテーマのことであり、これまで、アインシュタイン、湯川秀樹、朝永振一郎などの物理学者(核戦争に関するバグウォッシュ会議)や生命科学者(遺伝子組換え技術に関するアシュロマ会議)の行動などでよく知られていることである。イ、本件では、温暖化に関する通説が現代の社会経済やエネルギー政策に深刻な影響を及ぼしている以上、温暖化に関する通説が誤りではないかどうかについて真摯な吟味を行なうことは気象学者にとって避けて通れない問題であり、気象学者の社会的責任を果たすことである。本一般講演ではそのことの重要性を指摘したものである。ウ、だからといって、本一般講演が紛れもない《学術的講演》であることは、ちょうど、夏目漱石の小説中に文明批評が含まれているのを当時の通説(自然主義)から「不純だ」と不評を買ったが、だからといって漱石の作品が紛れもない「小説」であるのと同様である。

(4)、加えて、原告はこれまでに、被告学会主催の2007年秋季大会、2008年春季大会、2008年秋季大会において、温暖化に関する通説を批判する一般講演を申し込み、いずれも実現しており、同じく通説を批判する本一般講演だけ拒否される合理的理由は存在しない。

(5)、小括

以上縷々述べた理由から、被告学会の本一般講演拒否には正当性がないことが明らかである。

第4、原告の損害

1、慰謝料

(1)、以上述べた通り、本来なら、被告学会は、会員である原告が投稿し、査読者のコメントに対応して問題点をクリアした本論文を掲載すべきにもかかわらず、恣意的な理由を挙げて掲載の拒否に及んだものであり、そのために、原告と訴外近藤邦明が発見した事実は《ほぼ1年間、店晒しになり》、原告が受けた精神的苦痛は測りしれない。

(2)、また、本来なら、被告学会は会員である原告が大会で本論文を内容とする一般講演の申し込みに対し、これを認めるべきにもかかわらず、原告の講演は《学術的ではない》という理由で講演拒否に及んだものであり、暴言としかいいようのない「理由無き拒否」のため原告が受けた精神的苦痛は測りしれない。

2、よって、原告は被告に対し、金100万円と遅延損害金の支払いを求める。

以上

大気中のCO₂濃度増は自然現象であった 1. その原因は気温高である

近藤邦明*・榎田敦**

要旨

C.D.Keeling は、1989年、気温が大気中CO₂濃度(長期的傾向を除く)にほぼ1年先行して変化するという事実を報告した。これにより、人為的CO₂による気温の上昇という通説とは逆であるという議論が日本で巻き起こった。

これに対してこのCO₂濃度では長期的傾向が除かれていることを根拠に、通説を擁護する議論が日本気象学会においてなされた。しかし、近藤邦明は気温の年増分が大気中CO₂濃度の年増分に1年先行して変化するという事実を報告した。この分析ではCO₂濃度の長期的傾向は除かれていないので、長期的にも気温が原因で、CO₂濃度は結果であり、通説は否定されることになった。

ところで、Keelingの報告にせよ、近藤の報告にせよ、気温とCO₂濃度の関係でなぜ1年の差が生ずるのかという点に疑問が残る。今回の報告では、この1年差の問題を解決し、気温が大気中CO₂濃度の変化率と直接関係することを示す。また、1971年以降30年平均気温は大気中CO₂濃度の増減のない気温に比べて0.6℃程度高温であることを示すことができた。

これにより、現実の大気中CO₂濃度増は主に気温高による自然現象であると結論できる。

【1. はじめに】

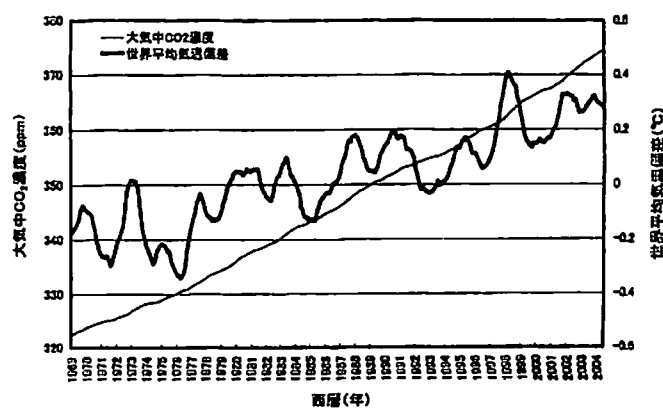
C.D.Keeling は、1958年から南極とハワイで、CO₂濃度の精密測定を続けた。第1図は、世界平均気温偏差と南極でのCO₂濃度の観測値の13カ月移動平均の経年変化を示したものである。ここで、世界平均気温偏差とは、1971年から2000年までの30年間の世界平均気温を気温の基準とし、その基準気温からのずれをいう。また、本稿の分析対象期間はこの範囲を含む1969年から2004年までの35年間である。

この第1図より、1969年から2004年にかけて、気温は約0.4℃上昇し、CO₂濃度は約50ppm上昇したことが分かる。多くの人為的CO₂温暖化論者は、人間の排出したCO₂が大気中に溜まり、それが原因で気温が上昇したことを示すと考えたが、この図でもってそのように即断することはできない。CO₂温暖化説とは逆に、気温が上昇し

第1図 世界平均気温偏差と大気中CO₂濃度

世界平均気温偏差 http://www.data.kishou.u.go.jp/climate/cpdinfo/temp/list/mon_wld.html

大気中CO₂濃度 <http://cdiac.ornl.gov/ftp/trends/co2/sposio.co2>



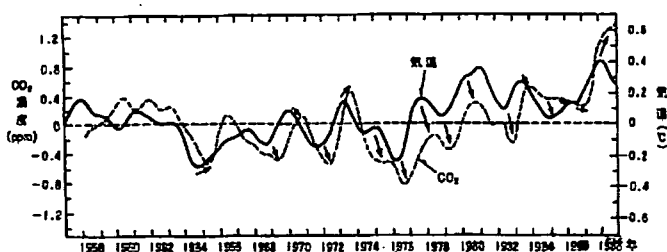
* ホームページ『「環境問題」を考える』管理者

**高千穂大学 熱物理学・エントロピー経済学

た結果、大気中CO₂濃度が上昇したとすることを否定できないからである。

この図では気温はほぼ4年周期で激しく変動している。これに対して、CO₂濃度は滑らかに変化しているように見える。そこで、Keeling は、CO₂濃度について長期的傾向を取り除くことにより、気温変化とCO₂濃度変化を対応させる第2図を作成した(Keeling 1989)。

第2図 気温変化とCO₂濃度変化の関係
根本順吉著『超異常気象』(1994)中公新書p213より



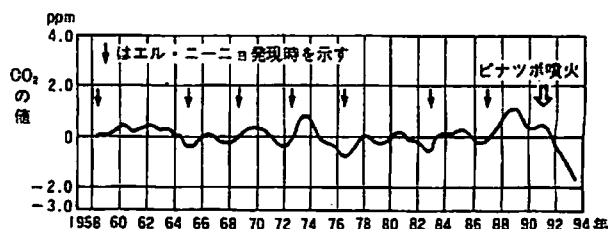
その結果は、気温の変化とCO₂濃度の変化がきわめてよく対応し、気温はCO₂濃度にはほぼ1年先行して変化することが示された。Keeling は、そのようになる理由について、気温変化が原因で陸地生態系が変わることによる効果であると推定した。陸地の効果か海洋の効果かはともかく、気温の変化が原因でCO₂濃度が変化していることを Keeling が示したのであった。

この第2図についてCO₂濃度の変化はエルニーニョが原因ではないかと考えられるようになった。Sarmiento は1993年にこの問題を論じ(Sarmiento 1993)、根本は1994年に Sarmiento の図面にそれまでのエルニーニョを追加して、その著『超異常気象』(1994)に第3図を発表した(根本 1994)。

この Sarmiento・根本の図によれば、エルニーニョは確かにCO₂濃度の上昇と関係している。しかし、エルニーニョが何故起こるのかについては、はっきりしたことは分からない。新田・吉村は1993年に、エルニーニョと気温との関係を論じている(Nitta 1993)。しかし、エルニーニョとCO₂濃度との関係を論じていない。

第3図 エルニーニョと大気中CO₂濃度

根本順吉『超異常気象』p215より。Sarmiento による原図(Nature365(1993)697)に根本により矢印が追加されたもの。CO₂の値とは、ハワイのマウナ・ロアにおける観測値であって、季節変化と長期傾向が取り除いてある。



そして、気温またはエルニーニョとCO₂の関係について、気象学者はCO₂が原因で気温は結果であると断じているが、その逆の気温が原因でCO₂濃度は結果であるのかどうかについては検討されていない。

しかし、日本ではこの第2図が根本の著作に取り上げられて、気温が原因でCO₂濃度は結果であるとする話題が広がっていった(たとえば槌田 2002)。

この問題について、日本気象学会天気編集委員会に「気温の変化が二酸化炭素の変化に先行するのはなぜ」との質問があった。これについて河宮は「地球温暖化の原因となるのは長期的上昇傾向です。それが取り除かれたこの図で表されているのは自然起源の変動であり、人間活動に端を発する地球温暖化とは比較的関連の少ないものと言えます」と答えた(河宮 2005)。要するに、長期的傾向の中に隠れているというのである。隠れているのでは証拠にならないから、人為的CO₂温暖化説が正しいことを証明したことにもならない。

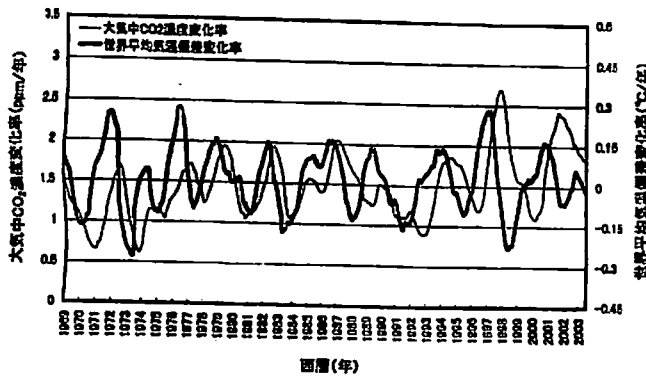
【2. 気温変化率と大気中CO₂濃度変化率の因果関係】

たしかに、大気中CO₂濃度の長期的傾向を除いた Keeling の第2図では長期的傾向を議論できない。そこで、近藤は長期的傾向を除くことなくこの問題を検討する方法を考えた(近藤 2006、

第4図 世界平均気温偏差の変化率と大気中CO₂濃度の変化率(13カ月平均)

世界平均気温偏差 http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/temp/list/mon_wld.html

大気中CO₂濃度 <http://cdiac.ornl.gov/ftp/trends/co2/sposio.co2>



近藤 2008)。それは、気温偏差とCO₂濃度を直接比較するのではなく、気温偏差の年変化率(°C/年)とCO₂濃度の年変化率(ppm/年)を比較すればよいのである。(注1)

第4図は気象庁による世界平均気温偏差の年変化率と Keeling による南極での大気中CO₂濃度年変化率の経年変化を示している。

この第4図により、世界平均気温偏差の変動に対して、大気中CO₂濃度変化率は1年程度遅れて変動していることが示された。この図における気温とCO₂濃度の前後関係だけから気温が原因でCO₂濃度は結果であることが分かる。

この第4図では、気温についてもCO₂濃度についても、年変化率をそのまま比較しているから、大気中のCO₂濃度の長期的傾向を取り除くという恣意的操作は入っていない。

Keeling が取り除いたCO₂濃度の長期的傾向は、第4図においては1.5ppm/年の周辺で変化していることに対応する。詳述すれば、この曲線の積分、すなわちこの図における曲線と基軸との間の面積は、CO₂濃度の長期的傾向を示している。

槌田は、この近藤が得た第4図を用いて、『天気』に掲載された河宮の解説に反論する「反論・CO₂濃度と気温の因果関係」を『天気』に投稿した(槌田 2006)。その中で、槌田は気温高により海

水からCO₂が放出されたと述べた。そしてエルニーニョ現象で海水中のCO₂濃度が減少している事実(Feely 1999)を示し、高温放出の結果としての「出がらし」とも説明した。

しかし、『天気』編集委員会は、この反論を採用しなかった。槌田は「会員の広場」においてこれに抗議し、反論の採用を求めている(槌田 2008)。

この近藤による第4図は、日本物理学会でも論争の対象になった。槌田はこの図を用いて「CO₂を削減すれば温暖化は防げるのか」を日本物理学会誌に投稿し、1年半遅れて採用された(槌田 2007)。

また、槌田は、第4図で「気温偏差が0.1°C上がった1年後に大気中のCO₂濃度は2ppm程度増えるのだが、気温偏差が0.1°C下がった1年後にもCO₂は1ppm程度増える。また、気温偏差が変わらなくても、1年後に1.5ppm程度増える。この現象は、気温偏差の変化と1年後のCO₂濃度変化がほぼ一次式で表されることを示す。

1年後のCO₂濃度の増減のないのは気温偏差がマイナス0.3°C程度のときである。このことから、1971年以降30年間の平均気温は陸海とCO₂の出入りのない基準温度よりも0.3°C程度高温の状態にあり、陸海からCO₂が放出され続けていると推論できると日本物理学会誌「会員の声」に投稿した(槌田 2007a)。

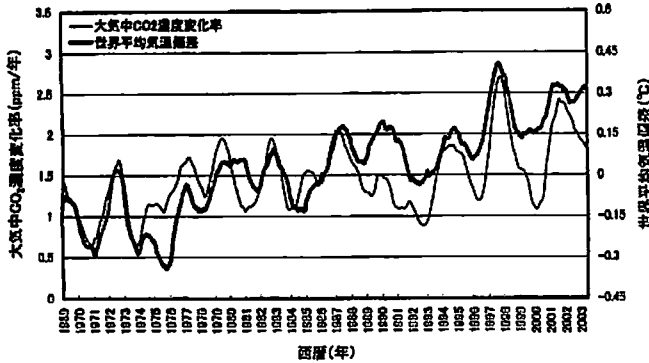
このような指摘はこれまでに存在せず、新しい発見である。その後、この物理学会誌への投稿は、字数を大幅に増やして「話題」欄に掲載されることになった。

【3. 気温と大気中CO₂濃度変化率の因果関係】

さて、この気温の変化によりCO₂濃度の変化が1年程度遅れて現れることから、気温が原因でCO₂濃度は結果であると結論することには問題もある。気温が変化すれば陸海の温度が変化し、たちどころにCO₂濃度も変化するのではないだろうか。なぜ1年も遅れるのだろうか。

第5図 世界平均気温偏差(°C)と大気中CO₂濃度の変化率(ppm/年)

世界平均気温偏差 http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpinfo/temp/list/mon_wld.html
 大気中CO₂濃度 <http://cdiac.ornl.gov/ftp/trends/co2/sposio.co2>



そこで、第4図を詳しく検討することにした。その結果、次のような事実に気付くことになった。第4図において、気温の変化率がゼロのとき、CO₂濃度の変化率は極値を取っている。気温の変化率がゼロということは、気温が極値であることを示すから、気温の極値とCO₂濃度の変化率の極値が直接対応すると思われた。

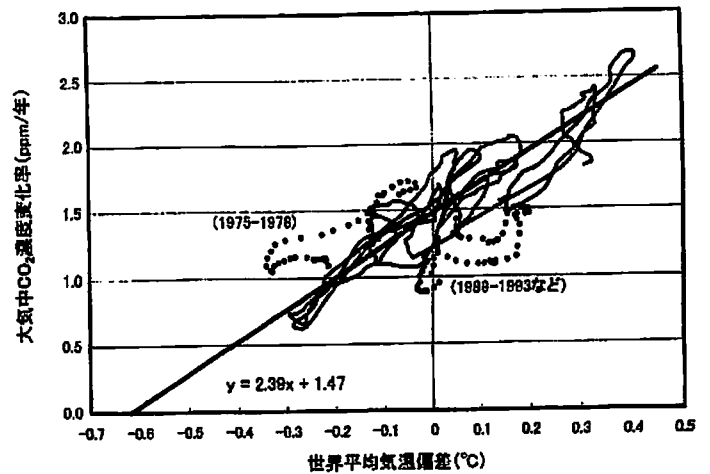
この考えに基づき、近藤は世界平均気温偏差(°C)と大気中CO₂濃度の変化率(ppm/年)を比べる第5図を作成した(近藤 2008)。

このふたつの曲線はいくつかのずれがあるもの見事に対応している。そこで、この図に存在するずれについては検討課題として残し、第一次近似として気温に対してCO₂濃度の変化率が対応していると結論できる。

具体的には、気温偏差が0°CのときCO₂濃度変化率は1.5ppm/年であって、気温偏差がマイナスのときCO₂変化率は1.5ppm/年よりも減少し、気温偏差がプラスのときCO₂変化率は増加している。この関係を散布図で示すと第6図になる。ここで実曲線はその対応関係がしっかりしている部分であり、点線は1975-1978、1989-1993などずれている部分である。

この第6図において、第一次近似として実曲線の部分だけを用いて回帰直線を作る(注2)と大気

第6図 散布図および回帰直線



中CO₂濃度変化率がゼロppm/年となるのは気温偏差がマイナス0.6°C程度のときである。このことから、1971年から30年間の世界平均気温は大気と陸海の間でCO₂の移動が実質的にない温度よりも0.6°C程度高温であり、この図の範囲での結論として大気中CO₂濃度が毎年上昇していることが示される。

これにより、現実の大気中CO₂濃度増は主に気温高による自然現象であると結論できる。

気温とCO₂濃度増が十分には連動しない問題や因果関係、また赤道海域など湧昇海域の問題、そして人為的CO₂温暖化説の欠陥などの考察については、この論文(Ⅰ)に続く論文(Ⅱ)で論ずることとする。

(2008年4月投稿、9月改定、11月再改定)

(注1) 年変化率と年増分について(略)

(注2) 回帰直線の算定で除いたデータ一覧(略)

引用および参考文献(略)

注および参考文献、作成中の原稿(Ⅱ)はご請求があれば郵送いたします。

【日本気象学会 大会(つくば 2009年5月)】

人為的CO₂温暖化説を撤回し、
科学者は社会に詫げる必要がある

熱物理学・エントロピー・経済学 植田 敦

現代社会は、狂ったように人為的CO₂により地球は温暖化した、と信じている。そのように思わせたのは、すべて科学者の責任である。

その出発はアレニウスなど物理学者たちの思いつきであった。彼らは、気温が基本的には重力で決まることと圧倒的な水蒸気（注：原文誤訳と思われる）の存在を無視してCO₂を強調した。

キーリングたち化学者はその分析力を示し、測定予算の獲得のため、CO₂温暖化説が実証できたかのように宣伝した。

数値計算の専門家は、巨大計算機を駆使して温暖化を計算機で「実証」して見せた。

気象学者たちは、最初は半信半疑であったが、このCO₂温暖化説により研究費が入ることに負けて、多様だった意見はこの説に収束することになった。

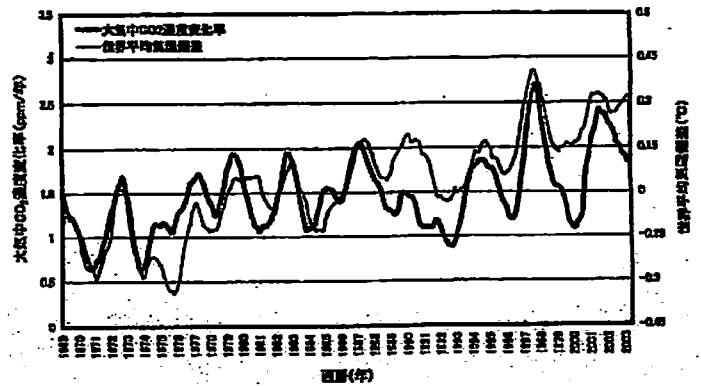
このようにして、CO₂温暖化説が通説になった段階で、キーリングは気温の変化がCO₂濃度の変化に1年先行するという事実を発表した。この事実はCO₂温暖化説ではまったく説明不可能である。

しかし、このキーリングの発表したこの事実は、気象学者の間では無視された。これは、日本物理学会では議論となった。

その後、気温の変化率とCO₂濃度の変化率の関係でも気温がCO₂濃度に1年先行することが示された。

この変化率の図面から、気温とCO₂濃度の変化率が対応する、という事実が発見され、これを気象学会誌『天気』に投稿した。

(図1) 気温偏差とCO₂濃度変化率
(近藤・植田による『天気』誌への投稿原稿)



この事実については、気象学会『天気』誌のふたりの査読者の了解をすでに得ているのに、採用の通知はまだない。

この温度とCO₂濃度変化率の関係により、温暖化によってCO₂濃度は増えていることが確定し、「人為的CO₂温暖化説」は否定されることになった。

すでに述べたが、現代社会は「人為的CO₂温暖化説」により、人為的CO₂の発生を減らすために無理な努力をしている。

その結果、

- ①補助金・排出権取引でウソの利益、②課税と対策による物価高、③取引証券化によるサブプライムローン化、④バイオエタによる食料高騰と森林破壊、⑤原発増設による放射能蓄積と事故の心配、⑥炭鉱閉鎖による未来のエネルギーの喪失、となる。

これらの問題の責任は、言い出しつべの物理学者を始めとする科学者の責任である。

即刻、撤回し、社会に詫げる必要がある。